

平成 29 年 12 月 12 日

## PPP/PFI 推進に当たっての課題について (取りまとめ) (案)

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、PPP/PFI の活用に公的負担の抑制に資する事業はどの地方公共団体でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となって PPP/PFI の更なる推進を行う必要がある。

政府としては、平成 29 年 6 月 9 日に PPP/PFI 推進アクションプラン (平成 29 年改定版) を定め、事業規模目標 21 兆円 (平成 25 年度～34 年度の 10 年間) の達成に向けて推進に取り組んでおり、また前向きに取り組む地方公共団体の数も足元では増えてきているものの、一方で未実施の地方公共団体も未だ多く存在しており、PPP/PFI が多くの地方公共団体に浸透したとは言えない状況である。

このような認識の下、民間資金等活用事業推進委員会では、更なる推進に向けて現在の主な課題について以下の通り整理し、今後推進方策の検討を行うこととした。

1. 今後一層厳しくなる人口問題や財政状況により公共施設の将来的な負担の増加が見込まれる中で、公共が公共施設等の資産を保有することの是非を議論し意識を共有すること及び PPP/PFI の必要性・有効性を関係者が共有することが必要であるにも関わらず、十分な共有が図られていない現状があり、例えば具体的な課題として以下の事項が挙げられる。
  - PPP/PFI の必要性や効果を市内・住民で共有できていないこと
  - 公共が公共施設等の資産を保有しないことにより生じるメリット・デメリットが整理・共有されておらず、資産保有の是非の議論の土台が整備されていないこと
  - 他の地方公共団体に比較した自らの地方公共団体における PPP/PFI の実施状況の見える化が十分でないこと
  - 公共施設の更新・維持管理に関する負担等、将来的な課題が十分に共有されていないこと
  
2. 管理者等 (特に地方公共団体) が自ら積極的に PPP/PFI に取り組むことができる環境整備について、以下の課題がある。
  - (1) PPP/PFI 制度面の課題
    - ✓ PFI 法をはじめとする法制度や優先的検討、支援制度の実効性・柔軟性の改善 (PPP/PFI 推進の障害事項の整理と対応、PFI 手続きの簡素化、公的不動産利活用分野に関する検討等) 余地がある
      - ※優先的検討の具体的な課題については、別紙 (作成中) 参照

- ✓ PPP/PFI 推進のインセンティブ施策の展開（特に進捗の芳しくない分野における集中的な展開）が不十分
- ✓ 助言機能の強化や案件調査の推進、各事業分野との連携の改善余地がある

(2) 管理者等への啓発・教育が不十分

- ✓ 地方公共団体職員だけでなく、首長・議会も含めた理解の促進が不十分
- ✓ 地域コア人材の育成が必要
- ✓ 公務員全体に対する幅広い理解の促進が必要

(3) 分かりやすい情報の横展開が不十分

- ✓ 具体的な事例について、用語の統一に配慮しつつ分かりやすい方法で紹介（動画使用や成功団体の職員による説明等）する必要

※横展開すべき情報の例

- ◇ 取組のプロセス
- ◇ バランスシートへの影響
- ◇ 海外も含めたモニタリング事例
- ◇ 推進のための組織体制
- ◇ 民間事業者が参画できなかった理由
- ◇ 裾野拡大に向けて推進すべき事業モデル  
(混合型・価値創造型・広域共同利用型)
- ◇ コンセプション以外についても分野毎の典型的な推進モデル

(4) 経験値のない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分

- ✓ それぞれの地方公共団体の PPP/PFI の経験値に応じた推進方策の検討が必要
- ✓ PPP/PFI の導入が進まない地方公共団体について、それぞれの地域の実情把握や進まない理由の分析が必要
- ✓ 特に経験のない地方公共団体において、地元企業が能力を発揮できるような取り組みやすい事業や既に多くの成功事例が形成されている事業（サービス購入型事業等）の周知を図り、確実な実施を推進する取組が必要
- ✓ 経験値のない地方公共団体でも案件化を可能にするための人材の共有やノウハウの見える化が必要

- ✓ 事業の特性や経験の蓄積に応じた PPP/PFI 手続き（導入検討）の簡素化が必要

3. 民間事業者が参画しやすくなるような環境整備については、以下の課題がある。

(1) 全体的な環境整備について

- ✓ 民間事業者の参入意欲を刺激する取組（例えば情報のオープンデータ化推進や流動化対応、市場規模の見える化、民間事業者への負担軽減措置、参入阻害要因の改善等）が不十分
- ✓ 専門人材（公共側コンサル、地方・中小企業を中心とする民間企業）の育成が不十分
- ✓ 地元企業や金融機関の理解が不十分

(2) 個別事業の実施について

- ✓ 官民対話が十分になされていないケースが存在
- ✓ 官民のリスク分担が明確化されていないケースが存在
- ✓ 適切でない契約条件（料金設定、本体・付帯事業の分離、民間事業者へのインセンティブ措置、設計変更に伴う費用調整等）により、最適な民間事業者が参画せず、潜在的な事業価値を毀損したケースが存在

以上